

平成23年9月20日

第2319号

毎週火・金曜日発行

## 秋田県公報



## 目 次

## 公 告

- 人事行政の運営等の状況の公表（人事課）…………… 1  
 ○特定調達契約に係る落札者の決定（警察本部会計課）……………12

## 公 告

秋田県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年秋田県条例第7号）第4条第1項の規定に基づき、平成22年度における人事行政の運営の状況及び秋田県人事委員会の業務の状況を次のとおり公表する。

平成23年9月20日

秋田県知事 佐竹 敬久

## 第1 人事行政の運営の状況

## 1 任免及び職員数の状況等

## (1) 任免及び職員数の状況

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数			対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成22年	平成23年			
				うち知事部局		
一般行政	総務他	3,638人	3,524人	3,441人	△114人	事務の統廃合・縮小等
特別行政	教 育	9,651人	9,509人		△142人	児童生徒数減に伴う減少等
	警 察	2,313人	2,309人		△4人	欠員の不補充
公営企業	病 院	41人	32人		△9人	県立病院機構への派遣職員の減少
	下水道	8人	8人	8人		
	その他	102人	101人	8人	△1人	欠員の不補充
合 計		15,753人	15,483人	3,457人	△270人	

※ 職員数は、一般職の職員（地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員等を含み、臨時的任用職員及び非常勤職員を除く。）の人数である。

## (2) 定員適正化の取組

## 知事部局の定員適正化計画

対 象 職 員：知事部局職員（病院機構及び県立大学への派遣職員並びに市町村への派遣医師を除く。）

計 画 期 間：平成22年度から平成25年度までの4年間

縮 減 目 標：3,761人（平成21年4月1日現在）を約12%（461人）縮減し、3,300人（平成25年4月1日時点）へ

縮 減 方 法：将来的には職員数を2,700人程度と見込み、職員の年齢構成のバランスを保ちながら職員数の縮減を図るため、単年度の採用者数の目安を約70人（2,700人÷40年）とする。

## あきた教育新時代創成プログラム（教育委員会）

児童生徒数の減少及び学校の統合等に伴い、教職員定数を平成17年度から平成25年度までの9年間で11,397人（平成16年4月1日現在）の13.5%（1,540人）を縮減し、9,857人（平成25年4月1日時点）とする。

## 2 給与、勤務時間その他の勤務条件の状況

## (1) 平均給料月額等

(平成23年4月1日現在)

区 分	平均給料月額	平均諸手当月額	平均給与月額	平均年齢
行政職	347,519円	64,349円	411,868円	43歳5月
警察職	332,398円	103,255円	435,653円	40歳4月
教育職(高等学校等)	387,838円	43,785円	431,623円	43歳4月
教育職(小・中学校)	405,173円	35,790円	440,963円	46歳7月
技能労務職	330,425円	47,391円	377,816円	48歳7月

## (2) 初任給の状況及び経験年数別の平均給料月額

(平成23年4月1日現在)

区 分	初任給	採用2年後の 給料月額	経験年数別平均給料月額			
			10年	15年	20年	
行政職	大学卒	172,200円	184,200円	273,100円	335,200円	373,100円
	高校卒	140,100円	148,500円	224,300円	266,700円	326,500円
警察職	大学卒	197,200円	220,100円	284,900円	349,700円	380,100円
	高校卒	158,100円	177,100円	250,700円	288,300円	343,300円
教育職(高等学校等)	大学卒	192,800円	204,800円	316,600円	361,900円	404,600円
教育職(小・中学校)	大学卒	192,800円	204,800円	314,000円	364,700円	396,900円
	短大卒	168,600円	184,500円	278,900円	324,100円	374,300円

## (3) 行政職の級別職員数の状況

(平成23年4月1日現在)

区 分	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	計
標準的職務内容	部長	次長	課長	課長	主幹・ 副主幹	副主幹・ 主査	主査・ 主任	主事・ 技師	主事・ 技師	
職員数	19人	48人	42人	436人	955人	1,011人	749人	352人	243人	3,855人
構成比	0.5%	1.2%	1.1%	11.3%	24.8%	26.2%	19.4%	9.1%	6.3%	100%

※ 県には10種類14表の給料表があるが、そのうちの行政職給料表の状況である。

※ 構成比については、各級ごとに四捨五入しており、合計と内訳の計が一致しない。

## (4) 標準を超える昇給の状況

(平成22年度)

区 分	行政職	警察職	教育職(高等学校等)	教育職(小・中学校)
職員数	4,110人	1,938人	2,826人	5,728人
標準を超える昇給職員数	801人	311人	508人	1,083人
比率	19.5%	16.0%	18.0%	18.9%

## (5) 諸手当の状況

## ア 期末手当及び勤勉手当

(平成22年度)

区 分	期 末 手 当	勤 勉 手 当

支給割合	6月支給	1.2月分	0.675月分
	12月支給	1.35月分	0.675月分
	合 計	2.55月分	1.35月分
1人当たり平均支給額	行政職		1,526,334円
	警察職		1,436,393円
	教育職		1,671,816円
加算措置の状況	職務の級に応じて5%～20%の加算を行う。		

## イ 退職手当

(平成22年度)

区 分	支 給 割 合	
	自 己 都 合	勤 奨 ・ 定 年
勤続20年	23.5月分	30.55月分
勤続25年	33.5月分	41.34月分
勤続35年	47.5月分	59.28月分
最高限度	59.28月分	59.28月分
職 種 別 平 均 支 給 額		
行政職	25,024千円	
警察職	20,269千円	
教育職	25,534千円	

## ウ 時間外勤務手当

(平成22年度)

支 給 総 額	19億3,074万円
支給対象職員1人当たり支給年額	338,015円

## エ 特殊勤務手当

著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務に従事する職員に支給される。24種類の手当があり、そのうち支給額・支給人数の多い手当は警察職員手当、教育業務連絡指導手当、夜間看護等手当等である。

(平成22年度)

支 給 総 額	804,186千円
支給職員1人当たり平均支給年額	129,603円
職員全体に占める手当支給職員の割合	40.1%

## オ その他の主な手当

(平成23年4月1日現在)

手当名	内 容	区 分	支 給 額
扶養手当	扶養親族（他に生計の途がなく主と	配偶者	月額13,000円

	して職員の扶養を受けている者をいう。以下同じ。)のある職員に支給	配偶者以外	月額6,500円
		配偶者のない職員の扶養親族のうち1人	月額11,000円
		満16歳となる年度の初日(4月1日)から満22歳となる年度の末日(3月31日)までの子	1人当たり月額5,000円を追加
住居手当	借家又は借間に居住し、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に対して支給	借家	最高 月額27,000円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上で、交通機関を利用する職員又は自動車等を使用する職員に対して支給	交通機関利用	最高 月額55,000円
		自動車等利用	最高 月額38,100円
寒冷地手当	11月から3月までにおいて秋田県に在勤する職員に支給	秋田県内に勤務する職員	扶養親族の数などに応じて年額36,800円～89,000円

## (6) 勤務時間の状況

(平成22年度)

勤 務 時 間	休 憩 時 間
午前8時30分から午後5時15分まで	正午から午後1時まで

※ このほか、窓口業務のある機関、福祉施設、公の施設、空港管理事務所等においては、必要に応じ特別の勤務時間等を定めている。

## (7) 休暇の状況

## ア 年次休暇の取得状況

(平成22年1月～同年12月)

区 分	対象人数	使用可能日数	総使用日時数	1人当たり使用日時数
知事部局等	3,574人	139,853日	42,217日 4時間	11日 6時間
警察本部	2,280人	88,099日	14,023日 4時間	6日 1時間
県教育委員会	4,014人	144,715日	41,047日 1時間	10日 2時間

※1 「知事部局等」とは、知事部局、労働委員会事務局、議会事務局、人事委員会事務局及び監査委員事務局をいう(以下の表において同じ。)

※2 「県教育委員会」には、市町村立学校の県費負担教職員を含まない。

## イ 育児休業、部分休業及び介護休暇の取得状況

(平成22年度)

区 分	育 児 休 業 (女性)			育 児 休 業 (男性)			部分休業 取得者数	介護休暇 取得者数
	取得可能者数	取得者数	取得率	取得可能者数	取得者数	取得率		
知事部局等	34人	28人	82.4%	103人	5人	4.9%	2人	1人
警察本部	16人	16人	100.0%	59人		0.0%		
教育委員会	124人	124人	100.0%	184人		0.0%	2人	14人

※1 育児休業の「取得可能者数」とは、平成22年度に新たに育児休業が取得可能となった者の数をいう。

※2 育児休業の「取得者数」とは、平成22年度に新たに育児休業を取得した者の数をいう。

※3 「部分休業取得者数」とは、平成22年度に新たに部分休業を取得した者の数をいう。

※4 「教育委員会」には、市町村立学校の県費負担教職員を含む(以下の表において同じ。)

※5 介護休暇取得者数は、延べ人数である。

ウ 休暇制度の概要

休暇の種類

(平成22年度)

種 類	内 容
年次休暇	1年に20日(新規採用の年は、採用月に応じて定められた日数)与えられる。残日数は、翌年に繰り越すことができる。
病気休暇	負傷又は疾病により療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に与えられる。
特別休暇	特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合に与えられる。(主な特別休暇は、次の表のとおり。)
介護休暇	配偶者、父母等の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられる。

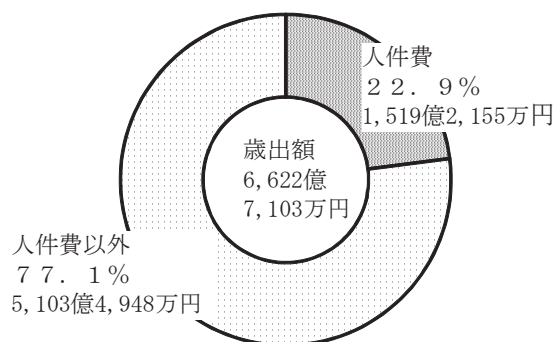
主な特別休暇

種 類	内 容 (日 数 等)
ボランティア休暇	職員が自発的に、報酬を得ないで社会に貢献する特定の活動を行う場合で、勤務しないことが相当であるときに与えられる。(年5日以内)
結 婚 休 暇	職員が結婚する場合に与えられる。(7日以内)
出 産 休 暇	女性職員が出産する場合に与えられる。(産前8週間及び産後8週間)
配偶者出産休暇	職員の妻の出産に伴い、入院の付添い等をする場合に与えられる。(2日以内)
配偶者の出産に係る子の養育休暇	職員の妻が出産する場合で、子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるときに与えられる。(5日以内)
子の看護等休暇	中学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、その子の看護等をする場合で、勤務しないことが相当と認められるときに与えられる。(年6日以内。その子が2人以上の場合は10日以内。)
短期の介護休暇	職員が要介護者の介護等を行う場合に与えられる。(年5日以内。要介護者が2人以上の場合は10日以内。)
服 忌 休 暇	職員の親族が死亡した場合で、職員が喪に服するときに与えられる。(親族区分により定める日数。最高で連続10日以内。)
夏 季 休 暇	夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため職員が勤務しないことが相当と認められる場合に与えられる。(年5日以内)

(8) 職員給与費の状況

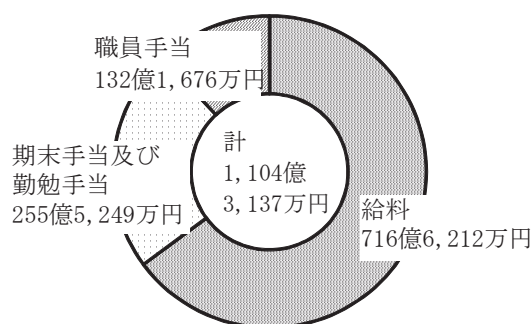
I 人件費の状況

(平成21年度普通会計決算)



II 職員給与費の内訳

(平成23年度一般会計予算)



※人件費には、知事等の特別職の給料及び報酬を含む。

対象職員数16,573人 一人当たり666万円  
 ※職員手当には退職手当は含まない。

(9) 特別職の給料及び報酬等の状況

(平成23年7月1日現在)

区分	給 料 及 び 報 酬	期 末 手 当		退 職 手 当	
		6 月 期	12 月 期	算 定 方 法	支 給 時 期
知 事	1,210,000円 (968,000円)	1.375月分	1.55月分	給料月額×在職月数×70/100	任期毎

副知事	930,000円 (790,500円)	1.375月分	1.55月分	給料月額×在職月数×45/100	任期毎
議 長	910,000円 (864,500円)	1.375月分	1.55月分	支給しない。	
副議長	810,000円 (769,500円)	1.375月分	1.55月分		
議 員	780,000円 (741,000円)	1.375月分	1.55月分		

※ 特例措置として、知事・副知事については平成25年4月まで、議長・副議長・議員については平成24年5月までの給料及び報酬が減額されており、括弧内が減額後の額である。

※ 知事・副知事の期末手当については平成21年6月から平成24年12月まで知事が20%、副知事が15%減額される。

### 3 分限及び懲戒の状況

#### (1) 分限処分及び懲戒処分を受けた職員の数

(平成22年度)

区 分	分限処分を受けた職員の数					懲戒処分を受けた職員の数				
	降 任	免 職	休 職	降 給	計	戒 告	減 給	停 職	免 職	計
知事部局等			56人		56人				1人	1人
警 察 本 部			7人		7人	1人	1人			2人
教育委員会		1人	134人		135人	9人	4人	1人	8人	22人
計		1人	197人		198人	10人	5人	1人	9人	25人

#### (2) 行為別の懲戒処分を受けた職員の数

(平成22年度)

行 為 区 分	戒 告	減 給	停 職	免 職	計
一 般 服 務 違 反	1人			1人	2人
一 般 非 行	2人	3人	1人	6人	12人
収 賄 等					
道路交通法違反(職務執行外)	4人	2人		2人	3人
監 督 責 任	3人				3人
計	10人	5人	1人	9人	25人

### 4 サービスの状況

#### サービス規律の確保に関する取組

(平成22年度)

区 分	取 組 の 概 要
知 事 部 局	平成22年6月 職員の綱紀の保持について(通知) 平成22年6月 参議院議員通常選挙におけるサービス規律の確保について(通知) 平成22年12月 職員の綱紀の保持について(通知) 平成23年2月 統一地方選挙におけるサービス規律の確保について(通知)
警 察 本 部	平成22年4月 行楽期における規律の保持及び各種事故防止について(通達) 平成22年6月 第22回参議院議員通常選挙における警察職員の規律の保持について(通達) 平成22年9月 利害関係者等との交際等における職務の公正の保持の徹底について(通達) 平成22年12月 年末年始における規律の保持及び各種事故防止について(通達) 平成23年2月 異動期における各種事故防止について(通達)

	平成23年2月	第17回統一地方選挙の施行に伴う警察職員の規律の保持について（通達）
教育委員会	平成22年4月	教職員の不祥事の根絶について（通知）
	平成22年6月	教職員等の選挙運動の禁止等について（通知）
	平成22年7月	職員の綱紀の保持について（通知）
	平成22年7月	「飲酒運転防止マニュアル」の制定・周知
	平成22年12月	職員の綱紀の保持について（通知）
	平成23年2月	教職員等の選挙運動の禁止等について（通知）

## 5 研修及び勤務成績の評定の状況

## (1) 研修の実績

(平成22年度)

区 分	研修実施機関	研 修 区 分	内 容	修了者数	
知 事 部 局	秋田県自治研修所	マ ネ ジ メ ン ト 研 修	経営戦略研修、幹部組織マネジメント研修、新任所属長研修等	188人	
		基 礎 研 修	新規採用職員研修、3年目職員研修、現業職員研修	305人	
		能 力 開 発 研 修	政策形成、分権時代の地方財政、メンタルヘルス・ケア法等	715人	
		キ ャ リ ア 開 発 研 修	キャリア開発研修、キャリア開発支援者研修	270人	
		特 別 研 修	「意識・知識・見識」実践研修	30人	
		計1,508人			
警 察 本 部	秋田県警察学校	指 定 研 修	採用時教養	初任科、初任補修科、一般職員初任科	167人
			昇任時教養	各級任用科	17人
		専 門 研 修	専科、部門別任用科等	419人	
		計603人			
教 育 委 員 会	秋田県総合教育センター等	経 験 年 次 別	初任者研修、教職5年経験者研修、教職10年経験者研修	320人	
		職 務 別 新 任 者	新任校長研修、新任教頭研修、新任教務主任研修、新任学年主任研修等	377人	
		事 務 職 員	新規任用事務職員研修	10人	
		計707人			

## (2) 勤務成績の評定の概要

(平成22年度)

区 分	勤 務 成 績 の 評 定 の 概 要
知 事 部 局	<p>職員人事評価制度</p> <p>対 象：知事部局及び労働委員会事務局の一般職の職員（研究員評価対象者を除く。）</p> <p>評 価 者：直属の上司を1次評価者、さらにその上司を2次評価者とする。</p> <p>評価期間：平成22年4月1日～平成23年3月31日</p> <p>評価方法：業績及び能力について役職段階別に評価要素を定め5段階評価を行う。</p> <p>研究員評価制度</p> <p>対 象：試験研究機関に勤務する研究職給料表の適用を受ける職員</p> <p>評 価 者：各部門の長を1次評価者、所属長を2次評価者とする。</p> <p>評価期間：平成22年11月1日～平成23年10月31日</p> <p>評価方法：一般的事項及び試験研究に関する事項について評価要素を定め、各要素の評価点を合計する。</p>
警 察 本 部	警察職員人事評価制度

	<p>対 象：警部以下の階級にある警察官及びこれに相当する職員          評価期間：平成22年1月1日～同年12月31日          評価方法：職員を5つの役職段階に区分し、勤務実績、仕事に対する適性、直近上位職への昇任適性の3領域において7段階の評価を行う。</p>
教育委員会	<p>教員人事評価制度          「秋田県立学校職員の勤務成績の評価に関する規則」及び「秋田県市町村立学校職員の勤務成績の評価に関する規則」による。          対 象：臨時職員を除く教員          評価期間：平成22年4月1日～平成23年3月31日          評価方法：職種別に評価項目を選択し、その職務遂行状況について、評価要素ごとに5段階評価し、総合評価を行う。</p> <p>事務職員等人事評価制度          対 象：臨時職員を除く事務職員、学校栄養職員、海事職員及び現業職員並びに教育庁等の職員          評価期間：平成22年4月1日～平成23年3月31日          評価方法：業績及び能力について、役職段階別に評価要素を定め5段階評価し、総合評価を行う。</p>

## 6 福祉及び利益の保護の状況

## (1) 福利厚生状況

## ア 福利厚生事業の概要

職員の病気、負傷、出産、死亡等に関すること及び退職年金に関することについては、地方公務員法第43条の規定に基づき共済制度が設けられることとされており、共済制度は、地方公務員等共済組合法に基づき実施されている。

職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項については、地方公務員法第42条の規定により「厚生に関する計画」を各任命権者ごとに策定し、実施している。

また、秋田県職員の共済制度に関する条例に基づき設立された職員互助会（県職員、教育関係職員、警察職員の各互助会）も福利厚生の事業を実施している。

「厚生に関する計画」に基づき平成22年度において県が実施した福利厚生事業は、次の表のとおりである。

## イ 職員厚生費の状況

(平成22年度)

区 分	分 類	主 な 事 業	事 業 費
知事部局等	健康管理・安全衛生管理	職員健康診断、健康管理・安全衛生管理	78,966千円
	福利厚生及び文化活動	ライフプラン推進事業等	92千円
	職員住宅建築費償還金	職員住宅（18棟分）	767,667千円
	計		
警 察 本 部	健康管理・安全衛生管理	職員健康診断、健康管理・安全衛生管理	30,930千円
	福利厚生	ライフサイクルプラン研修会、殉職警察職員慰霊祭等	1,011千円
	メンタルヘルス総合対策事業	メンタルヘルス研修会、ストレス相談等	446千円
	計		
教育委員会	職員の健康管理	教育庁職員定期健康診断等	8,052千円
	教職員健康対策事業費	人間ドック	19,880千円
	生涯生活設計支援事業費	ニューライフプラン講座等	476千円
	福利管理費	広報紙作成等	2,490千円
	計		



## (2) 公務災害補償の状況

## ア 公務災害補償制度の概要

地方公務員が公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。）又は通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害を補償し、必要な福祉事業を行うことにより、被災職員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

補償の実施は、常勤職員については「地方公務員災害補償基金」が行い、議会の議員等の非常勤職員については地方公共団体が行う。

補償の種類には、療養補償、休業補償、傷病補償年金、障害補償、介護補償、遺族補償、葬祭補償などがある。

## イ 地方公務員災害補償基金による補償実績

(平成22年度)

療養補償		障害補償		遺族補償		その他		福祉事業	
件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
94件	33,243千円	6件	18,662千円	13件	31,569千円	3件	1,335千円	26件	12,389千円

※ 県職員（市町村立学校の県費負担教職員を含む。）に対する補償実績である。

## 第2 人事委員会の報告事項

## 1 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

## 前年度の報告及び勧告の概要

平成22年10月14日、職員の給与等に関する報告及び勧告を行ったが、その概要は次のとおりである。

## (1) 改定の内容

## ア 給料表等

本年4月時点における職員の月例給が県内民間給与を上回っていることから、人事院勧告に準じて次の改定等を併せて実施することにより、職員の月例給を引き下げて、この較差を解消することとする（改定率△0.25%）。

## (ア) 給料表等の改定

中高年齢層に限定して給料表の引下げ改定を行う（平均改定率△0.1%）。ただし、医師に適用される医療職給料表(1)等については、引下げ改定を行わない。

また、給料表水準の引下げにあわせて、平成18年に行った給与構造の見直し（給料表水準の引下げ）に伴う経過措置額についても、引下げ改定を行う。

## (イ) 50歳台後半層の職員の給与の抑制措置

55歳を超える職員に係る給料月額を支給額を一定率（△1%）で減額する。ただし、行政職5級相当以下の職員、医療職給料表(1)適用職員等を除く。

## イ 期末手当・勤勉手当

県内民間の特別給の年間支給割合に見合うよう、職員の期末・勤勉手当の年間支給月数を0.10月分引き下げて、3.90月とする。

## 【改定後の支給月数】

一般職員	6月期	12月期
期末手当 2.55月 勤勉手当 1.35月	1.20月 0.675月	1.35月（△0.1月） 0.675月
計 3.90月（現行4.00月）	1.875月	2.025月（現行2.125月）

## ウ 実施時期等

アの(ア)及び(イ)の改定は給与水準を引き下げる内容であることから、遡及することなく、この勧告を実施するための条例の公布日の属する月の翌月の初日（公布日が月の初日であるときは、その日）から実施する。ただし、年間給与で民間と均衡を図る観点から、4月から実施日の前日までの期間に係る較差相当分を、12月に支給する期末手当で調整する。

## エ 時間外勤務手当

人事院勧告に準じて、月60時間の時間外勤務時間の積算基礎に日曜日又はこれに相当する日の勤務の時間

を含めることとし、平成23年度から実施する。

(2) 給与に関するその他の課題

消防防災活動・警察活動のための回転翼航空機からの降下作業などに係る業務の実態や国及び他の地方公共団体の支給状況等の調査を行い、社会情勢の変化や技術の進歩等に伴って諸手当等の支給水準を改定する必要があるものについて、見直しを行う。

(3) 高齢期の雇用問題

職員の高齢期の雇用問題は重要な課題であることから、人事院の検討状況や国、他の都道府県等の動向に十分留意しながら、各任命権者等が連携して所要の検討を進める必要がある。

(4) 勤務環境の整備

ア 時間外勤務の縮減等

職員の心身の健康保持やワーク・ライフ・バランス、労働意欲や活力の維持等の観点から、引き続き、時間外勤務の縮減や年次休暇を取得しやすい環境づくりに一層取り組む必要がある。

イ 両立支援の推進

充実が図られた制度の内容の周知に努めるとともに、職員全体の意識啓発を図って、男性職員も育児に取り組みやすい職場環境づくりを更に推進する必要がある。

ウ 心の健康づくりの推進

職員の心の健康を確保するため、管理職員は、職場の良好な人間関係の構築に努める必要がある。また、任命権者は、長期間職場を休んでいる職員が円滑に職場復帰できるよう、復帰前に試験的に出勤する制度の活用を推進するとともに、復帰後の相談体制の整備・充実を図るなど再発防止策を着実に実施していく必要がある。

2 競争試験及び選考の状況

(1) 採用試験

区 分	採用 予定 人員 (A)	申込者数			第1次試験						第2次試験				最終 倍率 C/F	辞退 者数	内 女性	
		(B)	内 女性	(C)	内 女性	(D)	内 女性	C/B	C/D	(E)	内 女性	(F)	内 女性	E/D				
																		受 験 者 数
行政A	39	529	200	444	166	63	19	83.9%	7.0	59	17	41	14	93.7%	10.8	3	1	
行政B	3	22	14	16	10	8	6	72.7%	2.0	8	6	5	3	100.0%	3.2	0	0	
行政C(職務経験者)	1	61	6	45	6	5	0	73.8%	9.0	5	0	2	0	100.0%	22.5	0	0	
薬剤師	1	3	1	3	1	2	1	100.0%	1.5	2	1	1	0	100.0%	3.0	0	0	
化学	2	23	3	17	3	6	0	73.9%	2.8	5	0	3	0	83.3%	5.7	1	0	
農芸化学	1	19	7	14	5	5	1	73.7%	2.8	5	1	2	0	100.0%	7.0	0	0	
農学(一般)	4	26	10	23	9	10	4	88.5%	2.3	10	4	6	2	100.0%	3.8	0	0	
畜産	1	7	2	7	2	2	0	100.0%	3.5	2	0	2	0	100.0%	3.5	0	0	
水産	1	6	1	5	1	3	1	83.3%	1.7	3	1	2	0	100.0%	2.5	0	0	
林学	2	9	6	7	4	4	2	77.8%	1.8	3	1	3	1	75.0%	2.3	0	0	
資源工学	1	8	2	7	2	5	2	87.5%	1.4	4	2	2	0	80.0%	3.5	0	0	
総合土木	8	38	2	35	2	18	1	92.1%	1.9	16	1	12	1	88.9%	2.9	0	0	
建築	1	5	0	5	0	0	0	100.0%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
警察事務	3	44	22	38	18	8	4	86.4%	4.8	8	4	4	4	100.0%	9.5	1	1	
計(14)	68	800	276	666	229	139	41	83.3%	4.8	130	38	85	25	93.5%	7.8	5	2	
短大卒業程度																		
保健師	1	16	13	12	10	6	4	75.0%	2.0	5	3	2	2	83.3%	6.0	0	0	
総合土木	2	5	0	5	0	3	0	100.0%	1.7	3	0	3	0	100.0%	1.7	0	0	
学校栄養士	6	77	73	72	68	15	14	93.5%	4.8	15	14	7	7	100.0%	10.3	0	0	
警察事務	2	31	22	27	20	6	4	87.1%	4.5	6	4	3	2	100.0%	9.0	0	0	
計(4)	11	129	108	116	98	30	22	89.9%	3.9	29	21	15	11	96.7%	7.7	0	0	
高校卒業程度																		
一般事務	12	151	64	136	58	29	9	90.1%	4.7	25	7	16	5	86.2%	8.5	2	2	
総合土木	3	16	0	12	0	6	0	75.0%	2.0	6	0	5	0	100.0%	2.4	0	0	
電気	1	3	1	2	1	1	0	66.7%	2.0	0	0	0	0	-	-	-	-	
電気(特別公募)	1	6	0	5	0	3	0	83.3%	1.7	3	0	2	0	100.0%	2.5	0	0	
警察事務	4	42	26	39	25	12	11	92.9%	3.3	12	11	6	5	100.0%	6.5	0	0	
小計(4)	21	218	91	194	84	51	20	89.0%	3.8	46	18	29	10	90.2%	6.7	2	2	

一般事務(身障)	5	13	6	12	5	9	4	92.3%	1.3	9	4	4	2	100.0%	3.0	0	0
計(5)	26	231	97	206	89	60	24	89.2%	3.4	55	22	33	12	91.7%	6.2	2	2
合計(23)種類	105	1,160	481	988	416	229	87	85.2%	4.3	214	81	133	48	93.4%	7.4	7	4
警察官A	46	610	-	390	-	148	-	63.9%	2.6	141	-	50	-	95.3%	7.8	12	-
女性警察官A	5	126	126	80	80	21	21	63.5%	3.8	19	19	5	5	90.5%	16.0	1	1
警察官B	30	484	-	299	-	95	-	61.8%	3.1	93	-	34	-	97.9%	8.8	7	-
女性警察官B	4	117	117	57	57	17	17	48.7%	3.4	15	15	5	5	88.2%	11.4	1	1
小計(4)	85	1,337	243	826	137	281	38	61.8%	2.9	268	34	94	10	95.4%	8.8	21	2
総計(27)職種	190	2,497	724	1,814	553	510	125	72.6%	3.6	482	115	227	58	94.5%	8.0	28	6

(2) 選考採用(適用根拠別状況)

区 分		任 命 権 者 別			計	
		知 事	教育委員会	警察本部		
根拠規定						
人事委員会規則4-5第26条第1項		32	0	17	49	
第1号 係長及び相当職以上の職	課長	1			1	
	小 計	1	0	0	1	
第3号 国、他の地方公共団体等の在職者	部長待遇	1			1	
	次長	1			1	
	室長	1			1	
	スポーツ振興監	1			1	
	係長			1	1	
	主任	2			2	
	主事	2			2	
	警視			2	2	
	警部			4	4	
	警部補			1	1	
	巡査部長			5	5	
	巡査			2	2	
	小 計	8	0	15	23	
第7号 資格・免許職	医師	16			16	
	獣医師	3			3	
	機関士	1			1	
	その他	研究員	2		1	3
		助産師の養成	1			1
		航空整備士			1	1
小 計	23	0	2	25		
地方公共団体の一般職の任期付職員に関する法律第3条		2	0	0	2	
特定任期付職員		2			2	
	小 計	2	0	0	2	
一般任期付職員					0	
	小 計	0	0	0	0	
地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用に関する法律第3条		0	0	0	0	
第1号任期付研究員					0	
	小 計	0	0	0	0	
第2号任期付研究員					0	
	小 計	0	0	0	0	
合 計		34	0	17	51	

3 勤務条件に関する措置の要求の状況

(1) 任命権者に関するもの

事案名	要求者	要求年月日	要求内容	審理内容等	終結内容年月日等
-----	-----	-------	------	-------	----------

該当なし					
------	--	--	--	--	--

## (2) 委託市町村・一部事務組合に関するもの

事案名	要求者	要求年月日	要求内容	審理内容等	終結内容年月日等
該当なし					

## 4 不利益処分に関する不服申立ての状況

## (1) 任命権者に関するもの

事案名	申立人	申立年月日	申立理由	審理状況	終結内容年月日等
平成21年秋人委(不)第1号事件	小学校教諭	平成21年7月13日	懲戒処分取消請求	書面審理	平成22年6月25日 (処分承認)
平成22年秋人委(不)第1号事件	元教育庁職員	平成22年6月11日	懲戒処分取消請求	準備手続1回 口頭審理1回	平成23年6月30日 (処分承認)
平成22年秋人委(不)第2号事件	元県立学校教諭	平成22年7月9日	懲戒処分取消請求	準備手続1回 口頭審理1回	平成23年7月28日 (処分承認)

## (2) 委託市町村・一部事務組合に関するもの

事案名	申立人	申立年月日	申立理由	審理状況	終結内容年月日等
該当なし					

特定調達契約について次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条の規定に基づき、公示する。

平成23年9月20日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 落札に係る契約の名称及び数量  
ヘリコプターテレビシステム機上機器搭載に伴うヘリコプター機体改修 1式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
秋田県警察本部会計課 秋田市山王四丁目1番5号
- 3 落札者を決定した日  
平成23年9月1日
- 4 落札者の名称及び住所  
セントラルヘリコプターサービス株式会社 愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字林先1番地1
- 5 落札金額  
78,750,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日  
平成23年7月22日

発行者	秋田県	秋田市山王四丁目1番1号
購読料金	一ヶ月3,675円(税込み)	
印刷所	株式会社 松原印刷社	秋田市山王七丁目5番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL <a href="http://www.matsubarainsatsu.co.jp/">http://www.matsubarainsatsu.co.jp/</a>
印刷者	松原 繁雄	秋田市山王七丁目5番29号